

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

義務教育課

1 改正の理由

人事委員会勧告により、地域手当の支給割合が改定されたことに伴う、学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成 27 年長野県教育委員会規則第 5 号）の所要の改正。

2 改正の内容

へき地手当の支給割合に係る経過措置について、下表のとおり改正。

級地区分	現 行 経過措置	改 正 後 経過措置		(参 考) 規則本則
	H27. 4. 1 ~ H30. 3. 31	H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31	H28. 4. 1 ~ (経過措置なし)	
1 級	100 分の 2.8	100 分の 2.9	100 分の 3	100 分の 3
2 級	100 分の 3.8	100 分の 3.9	100 分の 4	100 分の 4
3 級	100 分の 4.8	100 分の 4.9	100 分の 5	100 分の 5
4 級	—	—	—	100 分の 6
5 級	—	—	—	100 分の 7
へき地学校に 準ずる学校	100 分の 2.3	100 分の 2.4	100 分の 2.5	100 分の 2.5

※ 4 級地、5 級地については、現在指定する学校がないため経過措置はとっていない。

3 施行期日

公布の日 平成 28 年 3 月 24 日

(適用日は、平成 27 年 4 月 1 日)

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成 27 年長野県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改め、同項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に、「100 分の 2.8」を「100 分の 2.9」に、「100 分の 3.8」を「100 分の 3.9」に、「100 分の 4.8」を「100 分の 4.9」に、「100 分の 2.3」を「100 分の 2.4」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

(平成27年長野県教育委員会規則第5号)

改正案	現行
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (平成28年3月31日までの間におけるへき地手当の支給割合)</p> <p>2 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の学校職員のへき地手当等に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1項中「100分の3」とあるのは「<u>100分の2.9</u>」と、「100分の4」とあるのは「<u>100分の3.9</u>」と、「100分の5」とあるのは「<u>100分の4.9</u>」と、同条第2項中「100分の2.5」とあるのは「<u>100分の2.4</u>」とする。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (平成30年3月31日までの間におけるへき地手当の支給割合)</p> <p>2 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の学校職員のへき地手当等に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1項中「100分の3」とあるのは「<u>100分の2.8</u>」と、「100分の4」とあるのは「<u>100分の3.8</u>」と、「100分の5」とあるのは「<u>100分の4.8</u>」と、同条第2項中「100分の2.5」とあるのは「<u>100分の2.3</u>」とする。</p>